

「生駒市耐震改修促進計画（改定）（案）」に対する意見と本市の考え方

【資料2】

| No. | 議会/<br>パブコメ   | 意見箇所                     | 意見の概要                               | 意見に対する本市の考え方  | 修正箇所   | 修正前            | 修正後  |   |
|-----|---------------|--------------------------|-------------------------------------|---|--|----------------|--|---|
| 1   | パブリック<br>コメント | 本編<br>P.8<br>概要版<br>P.2  | 図表「地震ハ<br>ザードマップ<br>（建物危険度<br>マップ）」 | 建物危険度マップの色分けを<br>見ると地形と倒壊率との関係<br>がよくわかるが、自分の家は<br>黄色かオレンジがよくわから<br>ないので教えてほしい。             | ありがとうございます。お<br>住いのエリアの倒壊率は建<br>築課までお問い合わせくだ<br>さい。  | 原案のとおり<br>とします | —  |   |
| 2   | パブリック<br>コメント | 本編<br>P.10<br>概要版<br>P.3 | 2. 住宅の耐<br>震化の現状と<br>目標             | 住宅の耐震化率が95%という<br>ことは市の安全につながるの<br>で、嬉しいことだと思う。<br>まだ耐震改修をしていない方<br>がいると思うので、啓発を続<br>けてほしい。 | ありがとうございます。こ<br>れからも耐震化の推進に取<br>り組んでまいります。   | 原案のとおり<br>とします | —  |   |
| 3   | パブリック<br>コメント | 本編<br>P.10<br>概要版<br>P.3 | 2. 住宅の耐<br>震化の現状と<br>目標             | 住宅の耐震化率が令和2年度<br>90.7%から、令和7年度<br>95.0%まで大きく上昇した要<br>因は何か。                                  | 昭和56年以前（旧耐震）の<br>住宅の建替え時期であるこ<br>とと、約20年にわたる耐震<br>施策、また約15年にわたる<br>空き家対策、そして約8年<br>になる本市の住宅流通施策<br>の成果として達成されたも<br>のと感じています。 | 原案のとおり<br>とします | —  |   |
| 4   | 経済建設<br>委員会   | 本編<br>P.1                | 1. 目的等<br>（1）耐震化<br>の必要性            | 影響される地震の被害予測に<br>ついて、生駒市地域防災計画<br>にある“5800棟の全半壊の可<br>能性がある”ということを追<br>記してはどうか。              | 地震の被害予測について、<br>生駒市地域防災計画の被害<br>棟数を加筆します。  | 本編<br>P.1      | 「平成23年3月に発生<br>した東日本大震災を<br>上回る被害が想定さ<br>れています。」   | 「生駒市地域防災計画では、建物の全半<br>壊約5800棟と甚大な被害が想定されてい<br>ます。」  |
| 5   | 経済建設<br>委員会   | 本編<br>P.3                | 4. 対象建築<br>物<br>【定義】                | 自治会館は多数の者が利用す<br>る建築物に含まれるのか、ま<br>たは、市有建築物に含まれる<br>のか。                                      | 用語の定義について、より<br>わかりやすく伝わるよう表<br>現を追記修正します。   | 本編<br>P.3      | 「「多数の者が利用<br>する建築物」は、…<br>中略…一定規模以上<br>の建築物」   | 「「多数の者が利用する建築物」は、…<br>中略…一定規模以上（主に1,000㎡以上<br>かつ3階建てなど）の建築物」  |
| 6   |               |                          |                                     |   |  |                | 「「市有建築物」<br>は、庁舎や学校等の<br>市所有の建築物」  | 「「市有建築物」は、市の施設になっ<br>ている庁舎や学校等、耐震改修促進計画に<br>基づくもので主に200㎡を超える市所有<br>の建築物」  |
| 7   | 経済建設<br>委員会   | 全般                       | 全般                                  | 「耐震化」について説明があ<br>るとよいと思う。   | 耐震化についてコラムを設<br>け、解説します。   | 本編<br>P.3      | —  | 「耐震化」とは？<br>「耐震化」とは、建築物を地震に耐えら<br>れるよう補強をすること。<br>補強することで、地震の揺れにより建<br>築物が大きく倒壊せず、損傷を抑え、命<br>を守る行動を取る時間を少しでも長く確<br>保できます。<br>耐震補強には、壁に筋交いを入れる、<br>新しく壁をつくる、屋根を軽くするなど<br>の方法があり、耐震診断で現状を把握<br>し、予算などを考えながら工法を選びま<br>す。<br>地震への対策には、耐震の他、制震、<br>免震と大きく3つの方法があります。 |
| 8   | 経済建設<br>委員会   | 本編<br>P.20               | (4)空き家に対<br>する耐震化や<br>解体等の周<br>知・啓発 | 生駒市では、空き家の利活用<br>に際しても補助の案内など周<br>知・啓発をしていることをわ<br>かるように記述してほしい。                            | よりわかりやすく伝わるよ<br>う表現を追記修正します。   | 本編<br>P.20     | 「利活用時の耐震化<br>の促進や解体費用の<br>一部補助など、」   | 「利活用する際の耐震改修補助金への誘<br>導や解体費用の補助の案内など、」  |
| 9   | 経済建設<br>委員会   | 本編<br>P.24               | (5)家具の転倒<br>防止対策                    | 耐震化の促進として、低コス<br>ト工法の普及啓発を行って<br>いただきたい。  | 見出しを「安価でできる耐<br>震対策」とし、低コストの<br>耐震対策について広く紹介<br>できるよう表現を修正しま<br>す。   | 本編<br>P.24     | 「（5）家具の転倒防<br>止対策<br>家具類や大型家電製<br>品などの転倒や移<br>動、装飾品などの落<br>下は人の負傷に加<br>え、避難や救助活動<br>等の支障となります<br>。このため、家具<br>等の転倒防止対策に<br>関する知識の普及・<br>啓発に努めます。」 | （5）安価でできる耐震対策の普及啓発<br>等<br>家具類や大型家電製品などの転倒や移<br>動、装飾品などの落下は人の負傷に加<br>え、避難や救助活動等の支障となるた<br>め、第一の被害防止には家具等の転倒防<br>止対策が有効です。また、耐震化工事<br>については新しい工法が順次開発され<br>ていきますので、安価でできる耐震対<br>策の情報収集を行い、これらの知識の普<br>及啓発に努めていきます。   |
| 10  | 経済建設<br>委員会   | 本編<br>P.25               | 第6章<br>耐震化を促進<br>するための指<br>導や命令等    | 「所管行政庁」と「特定行政<br>庁」の定義がわかりにくい。  | よりわかりやすく伝わるよ<br>う表現を追記修正します。   | 本編<br>P.25     | 「所管行政庁」  | 「所管行政庁（耐震改修促進法による耐<br>震の指導等を行う行政庁）」   |
|     |               |                          |                                     |   |  |                | 「特定行政庁として<br>奈良県ほか県内の行<br>政庁と連携して」   | 「特定行政庁（建築基準法による建築主<br>事等を置く行政庁）として県内の行政<br>庁（奈良県、奈良市、橿原市）と連携<br>して」   |